

協議案第5号

新自治体の名称について（継続協議）

新自治体の名称については、本協議会の前身である仙北北部合併協議会において「新自治体の地理的位置と地域的特性を全国的にイメージできる名称とする。決定方法は公募によらず現在の名称を基にし、法定協議会で協議のうえ決定する。」との話し合いがなされておりました。

本協議会では、こうした経緯を踏まえながら、第2回の合併協議会からこのことについての協議を開始し、その後継続して協議を行ってまいりました。

これまでの協議により、新自治体の名称の決定方法のうち、公募を行わないことについては、第3回の合併協議会において確認されましたが、名称については、委員から現在の町村名を使う案や、新しい名称の案など、さまざまな提案がなされております。

こうした中、会長及び副会長である田沢湖町、角館町、西木村の三町村長は、合併協議会におけるこれまでの協議を踏まえたうえで、話し合った結果、三町村長一致して、新自治体の名称については、次のとおり提案することにいたしました。

新自治体の名称は、「田沢湖」と「角館」を連ねたものとする。

新自治体の名称は、そこに住む人たちのものであることを大前提としながらも、「観光産業を活かした北東北の拠点都市」をめざそうとする田沢湖町、角館町、西木村の三町村にあっては、いま合併作業を進めている他の地域とは異なり、地理的位置と地域的特性を全国的にイメージできる名称とすることが極めて重要であると考えます。

この地域には、田沢湖町と西木村にまたがる日本一深い湖「田沢湖」と、歴史と文化に彩られた「角館」という、既に全国的に広く知られた地名があります。

これらの名称は、この三町村の地域に住む多くの人々が、長い時間をかけ、地道な努力を積み重ねた結果、全国的に認められるに至ったものであり、他に誇るべきこの地域の無形の共有財産とすることができます。

一方、現在の名称によらない新しい名称とした場合、その名称をもって全国的な知名度を獲得するためには、再び多くの時間と努力を必要とするうえ、その名称が果たして知名度を得られるか否かも不確かなものであることから、新自治体の名称には、地域住民に広く親しまれ、愛されており、全国的に知名度も高い田沢湖・角館という現在の地名を用いた方が適当であると考えます。

さらに、「田沢湖」は日本一の水深を誇る田沢湖をはじめとする周辺一帯の美しい自然やグリーンツーリズムにより、みちのくの小京都「角館」は武家屋敷をはじめとする歴史・文化資産などにより、それぞれに特色をもつ観光地として知られており、今後、全国有数の観光地としての地位を確かなものにしていくためには、これまで以上に「田沢湖」と「角館」が渾然一体となったイメージを造り上げていくことが必要と考えられることから、いずれか一方の名称とするよりも、両方の名称を前面に出していくことが最良の選択であると判断しました。

以上の理由により、この地域の豊かな自然や美しさを象徴する、田沢湖町と西木村にまたがる「田沢湖」と、先人から綿綿として受け継がれてきた歴史・文化を象徴する「角館」を連ねた名称が、新自治体にはふさわしいと考えます。

田沢湖・角館・西木地域は、美しい自然環境と伝統文化のなかで、人々がお互いに隣人として親戚として、働き、学び、生活している密接不可分の地域です。

湖と山岳、温泉の田沢湖地区、農林業とグリーンツーリズムの西木地区、歴史と伝統文化の角館地区、この三地区が新自治体のもとに名実共に一つになるために、「田沢湖」と「角館」を連ねた名称とすることを提案いたします。

協議案第 6 号

新自治体の事務所の位置について（継続協議）

新自治体の事務所の位置については、新自治体の名称と密接な関連があるため、第 2 回協議会で提案した後、名称が決定するまでは協議を行わないこととしておりました。

今回、田沢湖町、角館町、西木村の三町村長が一致して、新自治体の名称について提案することとなりましたが、名称の協議の中で新自治体の事務所の位置についても検討を行った結果、次のとおり事務所の位置を追加提案することといたしました。

当面の事務所の位置は、仙北郡西木村上荒井字古堀田 4 7 番地（現西木村役場）とする。

現在の各町村の庁舎を使用する分庁舎方式とし、分庁舎の役割分担等については、法定協議会において決定するものとする。

住民に対する窓口業務は、各分庁舎で同一のサービスができるようにする。

